平成２６年（フ）第１８号
鳥取県米子市博労町３丁目173番地
債務者　小谷　恭史
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２０号
鳥取県西伯郡大山町御来屋59番地
債務者　春山正男こと　李　　正雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４６号
広島市東区戸坂山崎町５番19―201号
債務者　小河　武史
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８号
広島県東広島市西条中央３丁目29番20―105号　蓮池マンションⅢ
債務者　吉岡　俊彦
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９号
広島県東広島市西条中央３丁目29番20―105号　蓮池マンションⅢ
債務者　吉岡　美重
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３２号
福岡市東区香椎駅前１丁目10番28―706号
債務者　竹内　善一
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１８号
横浜市南区永田北３丁目23番10号
債務者　齋藤奈美恵
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６号
釧路市中園町２番13号　ドナルドハウス中園105号
債務者　小笠原一郎
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１１８号
東京都多摩市諏訪４丁目３―９―203
債務者　宝利　佳生
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１７８号
東京都墨田区東向島１丁目13―16―102
債務者　宍戸　幸雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１７９号
東京都杉並区天沼１丁目17―11―201
債務者　喜屋武良一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２１８号
東京都足立区西新井栄町１丁目４―22
債務者　川西三枝子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２２４号
東京都品川区北品川２丁目４―２―303
債務者　田口　善助
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２２７号
東京都足立区千住１丁目37―２―501
債務者　辻村　節子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２３２号
東京都文京区本駒込５丁目72―13―201
債務者　住川　美香
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２３３号
東京都板橋区西台２丁目40―９―505
債務者　茂木　丈士
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部